

猫 避妊・去勢 手術補助金

亀岡市では、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術に対して、手術費用の一部を補助します。市内の飼い主のいない猫の増加を防止するため、ぜひこの制度をご利用ください。

手術予定日の
3週間～1ヶ月前まで
にご申請ください！



対象及び要件

- 市内で飼育されている飼い主のいる猫及び市内に生息する飼い主のいない猫
- 亀岡市に住民登録がある人
- 申請時に市税の滞納がない人
- 獣医師による猫の避妊・去勢手術が実施されること
- 飼い主のいない猫は、獣医師による耳カット施術が行われること

補助額

- 猫1匹につき 5,000円 を上限とします。
 - 支払った額が補助金の額を下回った場合は、支払った額とします。(1,000円未満は切り捨て)
- (例) ①手術費 20,000円の場合
5,000円を補助
②手術費 4,980円の場合
4,000円を補助
- ※当年度の交付申請につきましては、予定匹数に達し次第終了となります。

亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付の流れ

亀岡市猫避妊・去勢手術補助金の申請については、市役所環境政策課での手続きが必要となります。

避妊・去勢手術を実施する前に手続きをしていない場合は、補助金の対象となりません。

(1) 補助金交付申請

「亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、申請してください。

申請書は、猫1匹につき1枚必要となります。

来庁される際は次のものを持参してください。

- ・運転免許証、健康保険証等の本人が確認できる書類
- ・該当する猫の正面及び全身が分かる写真

申請から郵送まで1～2週間
程度かかります

(2) 補助金交付決定

申請内容が適当と認めた場合は、市から「亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付決定通知書」を郵送します。

(3) 避妊・去勢手術の実施

獣医師免許を有する獣医師による避妊・去勢手術及び耳カット施術が補助金の対象となります。

(4) 実績報告書の提出

「亀岡市猫避妊・去勢手術補助金実績報告書」を提出してください。来庁される際は次のものを持参してください。

- ・亀岡市猫避妊・去勢手術補助金実績報告書（獣医師の手術証明があるもの）
- ・避妊・去勢手術の領収書（写し可）
- ・飼い主のいない猫は、耳カット施術後の写真

※交付決定を受けた日から起算して60日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。期日までに実績報告書の提出がなかった場合、当該申請は取り下げられたものと見なしますので、お気をつけください。

(5) 補助金の確定

内容が適当と認められた場合は、市から「亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付額確定通知書」を郵送します。

(6) 補助金の請求

「亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付請求書」を提出してください。

(7) 補助金の交付

指定の口座へ入金します。